

やさしさと・・・

ぬくもりと・・・

ほほえみと・・・

## 和寒町特別養護老人ホーム芳生苑

北海道指定 第 0173200189 号(平成 12 年 4 月 1 日)

# 利用のご案内



社会福祉法人 和寒町社会福祉協議会  
和寒町特別養護老人ホーム 芳生苑

〒098-0111 上川郡和寒町字三笠6番地 Tel0165-32-3164 Fax0165-32-4139

## 【当施設の運営方針】

要介護状態等になった方が可能な限り施設やその家庭において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう心身機能の維持及びご家族の身体的、精神的負担の軽減に努めます。また関係市町村、居宅介護支援事業者その他保健医療福祉サービス等を提供する機関との密接な連携をとり、継続的に「介護」「保健」「医療」「福祉」のサービスを利用できるよう必要な援助を講じます。

## 【施設での生活】

できるだけご自宅で生活されているようにしていただいております。また、ご自分でできることはしていただくことを基本としています。ご家庭で使い慣れたものがあればご持参ください。

### (1) 食事について

	朝 食	昼 食	夕 食
食堂以外	午前 7 時 20 分～	午前 11 時 20 分～	午後 4 時 50 分～
食 堂	午前 7 時 50 分～	午前 11 時 50 分～	午後 5 時 20 分～

普段から食べ慣れているものや好物、また体に合わないものなど入所時にお伝えください。

また、食後は、お口の中を清潔に保てるようお手伝いをいたします。

### (2) トイレについて

各居住棟にトイレを用意しています。体が不自由な方でも使いやすいトイレです。必要に応じて、ポータブルトイレもご利用いただけますので、ご希望がありましたら遠慮なくお申し出ください。

オムツを使用される場合は、尿取りパッド、その他各種紙オムツをその方の身体状況に応じて使用していただきます。**基本的に施設で提供するオムツについては費用がかかりません。(入院・外泊時は、個人で準備して頂きます)**

※介助が必要な方も、ご自分で用を足せる方についても、個々の尊厳を、充分配慮し支援させていただきます。

### (3) 入浴について

身体状況に応じて浴槽の種類や介助を提供いたします。

状態及び入所棟により入浴日が変わります。

プライバシーに充分注意し、ゆったりと入浴して頂けるよう配慮いたします。

浴槽の種類	入浴日
特殊浴槽	週2回
車椅子(リフト)浴槽	//
一般浴槽	//



### (4) リハビリ・レクリエーションについて

日常生活の中で移乗動作や立ち上がり動作など、ご本人様が出来ることを大切に、残存機能を活用しながら生き生きと暮らしていただけるようなケア（生活リハビリテーション）を行っていきます。

レクリエーションは唄体操やゲーム、塗り絵や作品作りなどを行っています。また季節に合わせての行事なども行っています。

## 【ご用意いただくもの】

- 戸籍謄本 1通（身元引受人との関係がわかるところまでのもの。関係性の確認のため、改正される前の戸籍も必要となることがあります。）
- 転出証明書 1通(和寒町以外の市町村から入所される場合)
- 住民票 1通(和寒町内から入所される場合)
- 健康保険証・後期高齢者医療被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 年金証書(年金の住所変更等のため)
- 身体障害者手帳・重度心身障害者医療費受給者証など
- 印鑑2本（入所される方の印鑑と身元引受人の方の印鑑）
- 常用薬（面接時確認しますが、入所時は2週間分用意をお願いいたします。）
- 転医書(入院先の病院や服用薬を処方している医療機関)
- 洗面道具(洗面器、タオル数枚、歯ブラシ、歯磨き粉、石鹸、コップなど)  
※義歯を使用されている方は、ケースと義歯洗浄剤
- 上靴(かかとのある靴。介護シューズが望ましい。) ● 外靴
- 衣類（肌着・下着・上衣・下衣・パジャマ・靴下等 3～5組）
- 大判バスタオル3枚※ベッド枕元に敷いて使用します。 ● 箱ティッシュ
- 毛布・タオルケット 3枚※苑には、掛布団はございますが、毛布・タオルケットはございませんので準備願います。）

※住民票  
入所される方と別世帯の方が請求する場合、委任状が必要です。  
入所される方の印鑑を和寒町役場にご持参ください。

## 【用意しなくてもよい物】

- 入浴時のバスタオルや石鹸、シャンプー（苑でご用意いたします。）  
※病院に入院される時は、準備が必要です。
- 茶碗、箸などの食器類
- 洗濯洗剤

※衣類などは苑で洗濯します(無料)。乾燥機を使用しますので、毛糸のものはできるだけご遠慮ください。苑で洗濯できないものは、クリーニング店に依頼します。(自己負担)

## 【面 会】

入所当初は生活環境が今までと180度変わり、施設に馴染めず寂しい思いをすることがあります。職員はできるだけ施設に慣れていただくために配慮させていただきますが、入所後数ヶ月間はできるだけご家族の面会をお願いいたします。また、その際、介護の内容について施設側への要望などがありましたら遠慮なくお申し出ください。

面会時間は午前7時～午後8時までです。それ以外でも急用がある場合などは電話していただくか、玄関横のインターホンでお知らせください。

面会で来苑された時は、玄関においてある面会簿に記名してください。

面会時に食べ物をご持参された場合は、お手数ですがお近くの職員までお知らせ下さい。

※現在、新型コロナウイルス感染防止の対応をとっております。ガラス越しの面会や、通話アプリ「ライン」の顔をみながら話せるビデオ通話での対応となりますので、面会をご希望の方は、お電話にてご連絡ください。

また、差し入れに関しましても、食中毒予防の観点から生もの等は控えていただいておりますのでご協力お願いいたします。

## 【利用料】

利用される方の要介護度や所得税の課税内容などによって金額が異なります。申し込みされる時、または来苑された時にお尋ねください。

## 【入所後の健康管理】

基本的には苑の嘱託医である国民健康保険和寒町立診療所の外科医及び内科医、苑の看護師が入所後の健康管理を行っていきます。国民健康保険和寒町立診療所以外の医療機関において診療を受けていた場合は、その医療機関より診

断書などを提出していただくこととなります。

入所後、町外医療機関に通院する必要がある場合は苑で対応いたします。但し、ご家族で対応していただける場合はお願いすることがあるかもしれませんのでご承知おきください。

## 【入退苑時の送迎】

歩行が難しい、車椅子を使っている等、ご家族による送迎が困難なときは苑で送迎いたします。申し込み時にその旨をお知らせください。

## 【注意事項】

- 芳生苑は、4人部屋・2人部屋の多床室となっており、食事等においても、他の入所者様たちとの共同生活となります。他の入所者様との関係性によっては、居室を移動していただく場合がございます。
- 施設内は禁煙です。喫煙は決められた場所で行います。タバコやライターは職員が預かりいたします。

## 【ご家族の方へ】

- 来苑時に、利用される方の最近の身体状況や生活状況、性格などをお話ください。
- 生活の中で、希望されることがありましたら、遠慮なくお話し下さい。
- 持ち込まれる衣類等の所持品には、すべて名前を黒マジックで書き入れてください。
- 現金については紛失等のトラブルを避けるため、基本的には全て施設で預かりさせていただいております。希望時、必要時はその都度、ご用意いたします。
- ご不明な点がございましたら遠慮なくご相談ください。

**社会福祉法人 和寒町社会福祉協議会**  
**和寒町特別養護老人ホーム 芳生苑**

〒098-0111 上川郡和寒町字三笠6番地  
TEL 0165-32-3164 FAX 0165-32-4139

# 和寒町特別養護老人ホーム芳生苑 料金表

## サービス利用料

(1日当たり)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用にかかる基本利用料	573円	641円	712円	780円	847円
サービス提供体制強化加算 (I)	22円 介護職員の総数のうち、介護福祉士を50%以上配置しています。				
看護体制加算 (I)	4円 常勤の看護師を1名配置しています。				
サービス利用自己負担金合計	599円	667円	738円	806円	873円

## その他の加算

加算種類	加算額
初期加算 (入所日から1ヶ月間)	1日あたり30円
入院または外泊をした場合、その翌日からかかる料金 (1日当たり・6日間まで)	1日あたり246円
再入所時栄養連携加算 (医療機関退院時大きく異なる栄養管理が必要な場合)	1回400円 (1回のみ)の算定)

介護職員処遇改善加算 (I)	(サービス利用自己負担額 + 各加算) × 日数 × 8.3% の額
----------------	------------------------------------

新型コロナ対応特例 (0.1%上乘せ) 令和3年9月30日まで

1月当たりの基本利用料 (加算除く) に0.1%を乗じた額が上乘せされます。

※介護保険負担割合証の利用者負担の割合に応じた料金を頂きます。(1割～3割)

## 居住費及び食費 (介護保険の給付対象とならないサービス) 令和3年8月1日現在

負担段階	対象となる方	居住費	食費
第1段階	・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	0円	300円
第2段階	・住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円以下の方	370円	390円
第3段階①	・住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円超120万円以下の方	370円	650円
第3段階②	・住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年120万円超の方		1,360円
第4段階	・住民税課税世帯に属する方 ・本人が住民税課税の方	855円	1,445円

★ 所得の低い方については、負担が過大にならないように負担限度額が設定されます。  
介護保険係で申請をお願いいたします。

※所得の低い方におかれましては、負担が過大にならないよう、負担限度額が設けられます。入所時に、保健センター介護保険係にて負担限度額認定申請をお願いいたします。（町外の方につきましては、要介護認定申請を受けた市区町村の介護保険担当係で申請をお願いいたします）第1段階～第3段階に該当となった方は、『介護保険負担限度額認定証』をお預かりいたします。

#### 高額介護サービス費について

- ・介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担していただいております。高額介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えた時は、超えた分が払い戻される制度です。一般的な所得の方の負担限度額は月額44,400円です。
- ・令和3年8月からは、負担能力に応じた負担を図る観点から、一定年収以上の高所得者世帯について、負担限度額の見直しが行われます。

	区 分	負担の上限額（月額）
新設	課税所得 690万円（年収約 1,160万円）以上	140,100円（世帯）
	課税所得 380万円（年収約 770万円）～課税所得 690万円（年収約 1,160万円）未満	93,000円（世帯）
	市町村民税課税～課税所得 380万円（年収約 770万円）未満	44,400円（世帯）
	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
	生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）

※お問い合わせ

## 和寒町特別養護老人ホーム 芳生苑

〒098-0111 上川郡和寒町字三笠 6 番地  
TEL 0165-32-3164 FAX 0165-32-4139